

産学官連携による神戸の街並み P R 動画制作業務

委託

実施要領（公募型プロポーザル）

1. 業務の目的

- ・神戸市では、「見違える神戸」を目指し、都心の再整備や駅前空間のリノベーション等のプロジェクトを推進しており、実際に街並みが生まれ変わり始めている。
- ・「新たに生まれ変わったまち」以外にも、神戸ならではの「自然と一体となったまち」、「異国情緒溢れるまち」、「下町情緒溢れるまち」といった多様な街並みを P R し、市内外問わず多くの方に神戸の魅力の発見を提供する。
- ・上記の魅力ある街並みを切り口に、神戸に住みたい、また訪れたいという心情を映像で表現し、ターニングポイントでの若者の転入転出、国内外からの観光客の獲得といった課題解決を図る。
→「観光客・移住者・定住者」の獲得、「シビックプライド」の醸成につなげる。
- ・具体的には、「①市外から旅行に来た大学生」、「②就職を機に転出を考える若者」、「③市外から出張に来た若手社会人」、「④海外から旅行に来た外国人」の4つの視点から神戸の街並みの魅力が伝わるような映像を制作し、①観光客の増、②就職を機とした転出の減、③結婚を機とした転入の増、④インバウンド誘客の増につなげる。
- ・ターゲットとなる若者に年齢が近く神戸市内で映像制作等の専門分野を学ぶ学生や、専門的な技術や経験を有する地元の映像制作会社のアイデアを取り入れることで、目的の達成を目指す。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

産学官連携による神戸の街並み P R 動画制作業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

(4) 委託金額の上限

5,000,000円（消費税・地方消費税含む）

3. 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市内に本店を有すること。~~なおまた~~、複数の事業者により構成される共同企業体で
~~の応募は認めないする場合は、構成企業全てが神戸市内に本店を有すること。~~
- (5) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- (9) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (10) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

4. 事業者選定スケジュール

- (1) 応募書類等の配布： 令和5年7月28日（金曜）
- (2) ~~応募登録申込及び~~質問受付締切： 令和5年8月14日（月曜）17時
- (3) 質問に対する回答： 令和5年8月16日（水曜）予定
- (4) 応募登録申込締切： 令和5年8月21日（月曜）17時必着
- (~~4-5~~) 企画提案書の提出期限： 令和5年9月12日（火曜）17時必着
- (~~5-6~~) 提案審査会： 令和5年9月19日（火曜）予定
- (~~6-7~~) 選定結果通知： 令和5年9月下旬予定
- (~~7-8~~) 契約締結： 令和5年9月下旬予定

5. 応募書類の配布

- (1) 配布開始日
令和5年7月28日（金曜）
- (2) 配布場所
神戸市ホームページに掲載
- (3) 配布書類
 - ①実施要領（本書）
 - ②仕様書
 - ③各種様式（様式1号～6号）
 - ④契約書頭書（案）
 - ⑤委託契約約款

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

① 受付期間

令和5年7月28日（金曜）から令和5年8月14日（月曜）17時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く（午前9時～正午、午後1時～午後5時）

② 提出書類

参加申請書兼資格確認書（様式1号）

③ 提出部数

1部

④ 提出方法

持参又は郵送により正本1部を「10. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和5年7月28日（金曜）から令和5年8月14日（月曜）17時まで

② 提出方法

企画提案募集に関して質問がある場合は、質問票（様式2号）に記載し、Eメール等により「10. 問い合わせ先」に提出すること。

なお、件名には「産学官連携による神戸の街並みPR動画制作業務委託に関する質問」と明記すること。

③ 回答方法

質問内容と合わせて令和5年8月16日（水曜）に、本市HP上の募集開始のお知らせと同じページ内で回答する。

④ その他

電話による質問、質問票以外での質問、審査に関する質問、受付期限を過ぎた質問については回答しない。

(3) 企画提案書の提出

① 提出期限

令和5年9月12日（火曜）17時（必着）

② 提出書類

ア) 企画提案書（様式自由）

イ) 見積書（様式自由）

ウ) 業務工程表（様式自由）

エ) 業務実績調書（参考様式3号、様式自由）

オ) 業務実施体制表（参考様式4号、様式自由）

カ) 予定スタッフの経歴・従事業務調書（参考様式5号、様式自由）

- キ) 法人・団体概要がわかる資料（様式自由）
- ク) イメージ映像資料（DVD-R 等記録媒体及びMP4 等電子データ）
- ケ) その他補足資料（任意、様式自由）

③ 作成要領

上記「②ア) 企画提案書」には、以下のすべての内容を含むこと。

ア) 業務全体に係る方針・計画

- ・本事業全体に対する考え方・ねらい・実施方針
- ・企画、撮影、納品までの全体スケジュール
- ・市と学校との打合せの進行計画（打合せの運営方法及びスケジュール等）
- ・動画の撮影、編集の進行計画（学生を撮影、編集にどのように参加させるのか等）

イ) キャッチコピーの提案・動画制作

- ・キャッちコピー案
- ・動画構成案（動画の内容・流れ・見どころを、イラストを活用するなど、分かりやすく記載すること）

※これらは契約後に、案をベースに市・学生のアイデア・意見を踏まえて共同検討していくため、提出案はあくまで選定時に提案力・企画力を評価する材料として用いる。

上記「②ク) イメージ映像」については、過去の映像実績作品や提案の演出イメージを表現した映像資料等（DVD-R 等記録媒体及びMP4 等電子データ）を提出すること。

※過去の自作動画や自作動画を再編集したもののが望ましいが、自作動画が難しい場合は他作でも可。その場合は、引用先を明確にすること。

④ 提出方法

「10. 問い合わせ先」にE メール等により提出すること。「②ク) イメージ映像資料」についてはDVD-R 等記録媒体及び電子データ（MP4 等）を提出すること。なお、容量が大きく、送付できない場合は事前に連絡すること

7. 選定に関する事項

（1） 提案審査会

① 実施時期

令和5年9月19日（火曜）に神戸市役所内もしくはオンラインにて実施予定
 （※開催形式含め、応募者に別途連絡）

② 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
キャッちコピー提案力	・業務目的を理解し、ターゲットに響くキャッチフレーズを提案しているかどうか。	10
動画企画力	・業務目的を踏まえた内容になっているか。	40

	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットが明確で、視聴者目線で伝わりやすい内容になっているか。 ・導入から思わず目に止まるような、興味を惹く内容となっているか。 ・他都市と区別化が図れる神戸らしい動画構成となっているか。 	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか。（動画の企画やシナリオ、撮影、構図、編集など専門的な知見や経験を備えている者など、実施体制において適切な人員を配し、市・学校と連携できる体制を整えること） ・企画、撮影、納品までの全体スケジュールが適切か。 	20
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せの進行計画が、活発な議論と円滑な運営が見込める内容となっているか。 ・企画に対する市職員や学生の意見反映、撮影・編集等への学生の参加が適切に行なうことができる体制となっているか。 	20
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額は妥当か。 	10
合計		100

③ 選定方法

- ア) 提案審査会委員は、企画提案書及び映像データに基づき、審査を行う。
- イ) 提案審査会委員は、「②選定基準」に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が基準点（60点）を超えたもののうち、最も平均点が高い応募者を、委託候補者とする。
- ウ) 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、「動画企画力」の点数が高い者を委託候補者とする。
- エ) 提案審査会の委員名は公表しない。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示するこ
- と
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこ
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこ

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、審査の内容等に関する問い合わせには応じないものとする。

8. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

「7. 選定に関する事項（1）提案審査会」における最優秀提案者と契約締結の協議のうえ、神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。）

契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

①企画提案書作成に関する質問回答

②仕様書

③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、事業者提案等に記載された内容が募集要項に記載された水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が募集要項の記載に優先するものとする。

なお、同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に事業者と協議した上で、その優先関係を判断する。

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

9. その他

(1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。

(3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

(6) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式6号）」を「10.問い合わせ先」まで持参又は郵送にて提出すること。

10. 問い合わせ先

神戸市都市局総務課 岡田、芦澤、長谷

住所：〒650-8570 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル7階

電話：078-595-6695 FAX：078-595-6801 E-mail：tokeishomu@office.city.kobe.lg.jp